

答申第 850 号

情 公 第 2042-3 号

令和 8 年 10 月 5 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 10 月 14 日付けで諮問された第一種動物取扱業に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（その 3）（諮問第 933 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年7月19日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年7月19日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年7月31日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年9月4日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年9月4日付け審査請求書における主張要旨について

実施機関が非公開とした文書の内容は、すでに行政文書一部公開決定通知書（特定記号番号）により公にされている情報であって、非公開とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。すなわち、第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）と第一種動物取扱業（保管、特定登録番号）が、令和4年度の定期報告届出を提出期間内（令和5年4月1日から同年5月31日まで）に提出していないことは公にされている情報である。そして、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第49条第1項は、同法第21条の5第2項の規定による届出をしなかった者に対して20万円以下の過料に処することを、また、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第3条は、県の責務として、動物愛護管理法の目的の達成に努めなければならないことを定めている。

特定登録番号及び特定登録番号の第一種動物取扱業登録者は、特定NPO法人の理事長である。同氏の行う事業は、同一所在地の特定NPO法人の特定非営利活動に係る事業及びその他事業として行われている。NPO法人は情報公開を通じた市民の選択、監視を前提としており、また、金額の質的な重要性から、特定NPO法人は過料を活動計算書に計上すべきと考える。特定NPO法人を管轄する特定市は、過料が科されたことが明記された行政文書がなければ、過料を計上できないとしている。

(2) 令和7年10月2日付け反論書における主張要旨について

動物愛護管理法の令和元年改正（翌年6月施行）では罰則強化が行われ、従来は犬猫等販売業者に義務付けられていた毎年の定期報告について、その義務の対象が拡大され、第一種動物取扱業者のうち、犬猫に限らず動物の販売、貸出し、展示及び譲受飼養を行う業者も対象となった。すなわち、動物愛護管理法の目的の達成に努めている神奈川県が、その裁量により裁判所に通知しないと判断することを予見することは困難である。

当該事業者は特定年に、特定NPO法人の前身となった動物保護団体を立ち上げ、本格的に保護活動をスタートさせている。動物愛護管理法により過料を科せられる事業者であることを知らずに、寄付等により活動を支援した者の正当な利益が害されてよい理由はないと考える。

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するNPO法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。NPO法人となる基準は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないことである（「特定非営利活動促進法のあらまし」（内閣府、令和3年6月））。NPO法人の権利は、特定非営利活動促進法及び定款の範囲で存在し、営利法人とは異なり、競争上の地位を有していないと考える。

そして、NPO法人制度は、寄付や補助金・助成金が重要な活動原資である

ことから、情報公開を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴である。なお、特定NPO法人は、動物の保護を目的として、市民・県民を超えて、SNSやクラウドファンディングサイトにおいて、全国から継続的寄付を得ている。NPO法人の正当な権利と同様に、寄付者の正当な権利も守られるべきと考える。特定NPO法人が公開している活動計算書によると、同業他社との競争に晒されていない特定非営利活動からの収益が主体となっている。

情報公開を通じた市民の選択、監視を前提としたNPO法人には、同業他社が容易に知ることのできないことをもって公開できない情報はないと考える。

(3) 令和8年7月6日付け意見書における主張要旨について

令和4年度の定期報告届出を提出期間内に提出していないことに対し、第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）及び第一種動物取扱業（保管、特定登録番号）に過料を科した文書の公開拒否決定の取消しを主張する。

4 実施機関（担当：健康医療局動物愛護センター）の説明要旨

(1) 動物愛護管理法第49条第1項に規定する過料は、非訟事件手続法の適用を受ける行政上の秩序罰に該当し、過料を科すべき旨を裁判所に通知するか否かの判断については、当県に裁量がある。

(2) 比例原則（ある行政目的を達成しようとするとき、より規制の程度が軽い手段で目的を達成できるのなら、その軽い手段によるべき）の観点から、仮に、動物愛護管理法第21条第2項に定める定期報告届出書の提出が環境省令に定められた期間内になされなかったとしても、必ず過料を科さなければならないものではない。

(3) 本件請求に係る行政文書は、存在しているか否かを答えるだけで、「当該事業者が過料という行政罰を受けるに値する法令違反をしたか否か」という情報を明らかにするものであり、かかる情報を公開すれば、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件処分において、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否決定を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 存否情報について

実施機関は、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、「特定事業者が過料という行政罰を受けるに値する法令違反をしたか否か」という情報が明らかになると説明している。

そこで検討すると、本件請求は、動物愛護管理法第21条の5第2項の規定に基づく届出を行わなかったことにより、特定事業者が過料を科された文書を求める内容であるから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだ

けで、法令違反により特定事業者が過料を科されたか否か（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

したがって、実施機関による存否情報の認定は妥当である。

(3) 本件存否情報の条例第5条第3号該当性について

実施機関は、本件存否情報を公開すれば、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明していることから、本件存否情報の条例第5条第3号該当性を検討する。

この点、本件存否情報を公開することで、特定事業者が過料を科された事実の有無が明らかになり、仮に過料を科された事実が存する場合、特定事業者の社会的な信用の低下を招き、事業運営上の正当な利益を害することは否定し難い。

したがって、本件存否情報は条例第5条第3号に規定する情報に該当する。

なお、審査請求人は、定期報告届出を提出期間内に提出していないことは、過去に審査請求人が行った行政文書公開請求に対する行政文書一部公開決定で既に明らかになっているため、公開拒否とする理由はない旨主張する。

しかしながら、行政文書公開請求権が何人にも認められた権利であることに照らせば（条例第4条）、公開・非公開の判断についても、請求者の個別的事情にかかわらず判断すべきものと解されることから、仮に個別の請求者が過去の行政文書公開請求により届出違反の事実を知っていたとしても、これをもって直ちに条例上の非公開情報該当性が失われるものではないと解すべきであるから、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 結論

以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、条例第5条第3号に規定する非公開情報を公開することとなると認められるため、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで公開を拒否した実施機関の決定は妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人からはその他種々の主張及び資料の提出がなされているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）と第一種動物取扱業（保管、特定登録番号）は、令和4年度の定期報告届出を提出期間内（2023年4月1日から2023年5月31日）に提出していない（添付資料参照）。 動物の愛護及び管理に関する法律第49条第1項は、第21条の5第2項の規定による届出をしなかった者に対して20万円以下の過料に処することを定めています。そして、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第3条（県の責務）は、動物の愛護及び管理に関する法律の目的の達成に努めなければならないことを定めています。 第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）と第一種動物取扱業（保管、特定登録番号）に過料を課した文書

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 10 月 14 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 6 月 25 日 (第 269 回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 7 月 7 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書等を収受
令和 8 年 7 月 28 日 (第 270 回第一部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 10 月 5 日現在）（五十音順）